

暮らしの中の国民年金

基礎年金の給付は3種類

日本国内に住所のある人はすべて国民年金に加入しなければならぬことは、これまでに説明をしました。その加入の結果、だれもが国民年金から共通の基礎年金をもらうことができる訳です。

この基礎年金には、歳をとったときに支給を受ける「老齢基礎年金」、病気やケガをして障害者になってしまったときに受ける「障害基礎年金」、また、ご主人に万一のことがあったとき、遺族の方に支給される「遺族基礎年金」の3種類がありますが、今回は、「老齢基礎年金」の給付について説明をします。

支給を受ける条件

老齢基礎年金は、原則として保険料納付済期間、免除期間及び他の年金制度との合算期間を合わせて25年以上ある人が、65歳になったときに支給されることになっています。

支給される年金額

老齢基礎年金額は、現在の額で六十二万六千五百円（月額五万二千二百円）です。この額は、20歳から60歳までの40年間、すべて保険料を納めた人の場合ですが、もし40年間に保険料の未納期間があ

ると不足する期間分だけ年金額も減額されます。

また、免除期間については年金額が3分の1になります。

中高年者の特例

老齢基礎年金を受給するためには、最低25年の加入期間が必要なことは前に述べたとおりですが、国民年金保険料の納付が始まったのが昭和36年4月からのので、このときに31歳以上の人（昭和5年4月1日以前に生まれた人）は国民年金に25年以上加入することが困難な場合があります。

表2

生年月日	加入可能年数(年)
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	26
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	27
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	28
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	29
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	32
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39
昭和16年4月2日以後	40

そこで、年齢に応じて(表1)21年から24年の加入でも老齢基礎年金を受給することができます。

また、このとき20歳以上の人(昭和16年4月1日以前に生まれた人)は60歳になるまでに、40年加入することができません。

そこで、これらの人については、昭和36年4月以後60歳になるま

●老齢基礎年金の計算式

$$626,500円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数})}{40年 \times 12}$$

表1 年齢による期間短縮

生年月日	受給資格期間
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年